

令和 8 年度保育施設等の継続利用手続きのご案内

(継 続 申 込 用)

このご案内は、保育所（保育園）・認定こども園等の継続利用について書いたものです。令和 8 年度も引き続き保育利用を希望される方は、よくお読みの上お申し込みください。

申込み手続きについて

保育施設等を継続して利用するためには、入所後も家庭で保育できない状態が継続していることが要件となります。令和 8 年度も引き続き保育施設等の利用を希望される方は、現在入所している保育施設等に申込期間内に必要書類を提出してください。（受付期間内の提出がない場合は 4 月以降継続して利用することができなくなりますのでご注意ください。）

【年度当初（令和 8 年 4 月）入所受付】

受付期間 令和 7 年 12 月 1 日（月）～12 月 6 日（土）：保育所等開所時間内

受付場所 現在在園している保育所（保育園）・認定こども園

保育料の滞納のある方で納付相談が必要と判断する方は、保育課（熊取ふれあいセンター3 階）で受付します。

提出書類

- ①保育施設等の利用に係る現況届（兼教育・保育給付認定現況届）（申込み児童 1 人につき 1 部必要）
- ②「保育を必要とする事由」を証明する書類等（父母それぞれ必要）
（転所を希望する場合で、60 歳未満の同居の祖父母がいる場合は、祖父母も②の書類の提出が必要です。なお祖父母については書類の提出がなくても申込を受け付けますが、利用調整において減点対象になります。）
- ③特定世帯認定申立書（ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯に該当する場合は提出してください。）

◆「保育を必要とする事由」を証明する書類等（父母それぞれ必要）

保育を必要とする事由	証 明 書 類 等
就 労	「就労証明書」
妊娠・出産※ 1	「母子手帳の写し」（「父母の氏名」と「出産予定日」が記載された部分）
保護者の疾病・障がい※ 1	「医師の診断書」もしくは「障がい者手帳等の写し」、「申立書」（病状や通院等の状況を記入）
同居又は長期入院している親族を常時介護・看護※ 1	「医師の診断書」もしくは「障がい者手帳等の写し」、「申立書」（介護や通院等の状況を記入）
求職活動※ 1	「求職申立書」
就 学	「在学証明書」または「学生証写し」、「申立書」（授業日数、時間等の状況を記入）
育児休業取得中※ 1	「就労証明書」（※ <u>育休の復職（予定）年月日記入のこと</u> ）、「育児休業中における保育所等入所に関する申立書」
その他	保育課へお問い合わせください。

※ 1 保育時間については、原則 9：00～16：00です。

3つの認定区分

保育施設等を利用するためには「保育の必要性」の認定を受けていただく必要がありますが、継続の申込の場合は別途申請の必要はありません。「保育の必要性の認定」は以下の3つの区分に分かれます。

年 齢	保 育 の 必 要 性	認 定 区 分		利 用 時 間	利用先
満3歳以上 の場合	幼稚園等で教育を希望される場合	1号認定 (※1)	教育認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
		2号認定	保育認定	保育標準時間 保育短時間	保育所（園）、 認定こども園
満3歳未満 の場合	「保育を必要とする事由」(※2)に該当し、保育所等での保育を希望される場合	3号認定	保育認定	保育標準時間	保育所（園）、 認定こども園
				保育短時間	

※1 1号（教育）認定は、直接入所希望施設で申請してください。

※2 保育を必要とする事由

保育認定（2号・3号認定）には、以下のいずれかの事由に該当することが必要です。

- ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など基本的にすべての就労を含む。※一時預かりで対応可能な短時間の就労を除いて、月64時間以上就労していること。）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院している親族を常時介護・看護
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること
- ⑥求職活動（起業準備を含む）⇒ただし認定期間は最大90日
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）（月64時間以上の就学時間）
- ⑧児童虐待や配偶者からの暴力等のおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として町が認める場合

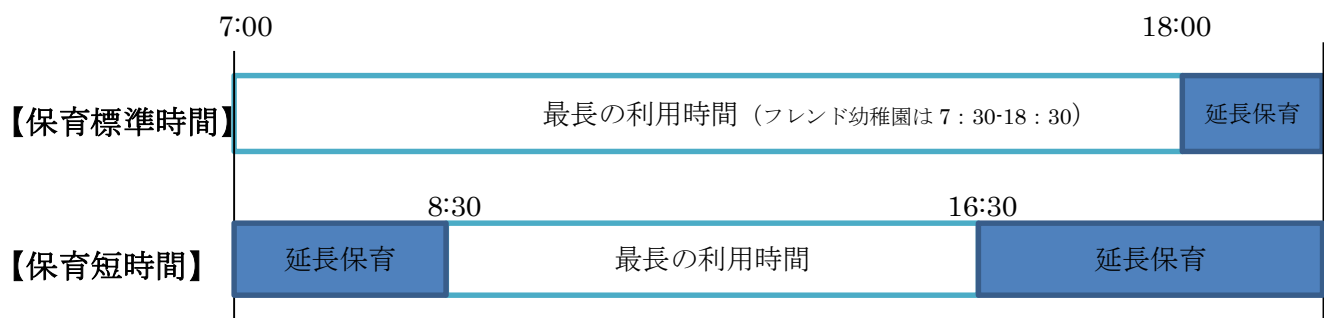
保育の必要量の決定

就労等の事由で保育を利用する場合、次のいずれかの認定時間となります。

- ①「保育標準時間」1日最長11時間の中で必要となる保育時間
- ②「保育短時間」1日最長8時間の中で必要となる保育時間

★上記の認定時間は保育施設の開所時間の範囲内で利用できる最長の時間です。

★具体的な保育時間は保護者の状況を考慮して各施設長が決定します。
（必ず最長時間で利用できるわけではありませんのでご注意ください。）



延長保育

保育標準時間、保育短時間内にお子様の送迎ができず、「最長の利用時間」の範囲を超えて利用する場合は延長保育となります。この場合、利用者負担額（保育料）とは別に延長保育料を負担いただきます。延長保育料は無償化の対象外です。

保育利用調整及び結果送付

保育利用の希望、保育施設等の状況などにより、利用できる保育施設等を町が調整し、令和8年3月中旬頃に入所承諾書（保育料等の決定を含む）を送付します。なお、希望された保育所等で定員以上の希望があった場合には、ご希望に添えない場合もあります。

現在通園中の保育所等以外の保育施設等へ転所希望の場合は、転所が可能な場合にのみ内定通知書を令和8年2月中旬頃に発送の予定です。ただし、育児休業取得中の転所希望はできませんので、ご注意ください。

保育施設等一覧表

		保育施設名	所在地	電話番号	定員	対象年齢	入所年齢	開所時間（平日・土曜日） 【予定】
保育所	町立	中央保育所	五門西2-14-14	452-0009	120人	0～5歳児	生後57日～	午前7時～午後7時
		東保育所	久保2-1480-1	452-0310	180人	0～5歳児	生後57日～	午前7時～午後7時
		北保育所	希望が丘4-14-2	453-0573	108人	0～5歳児	生後57日～	午前7時～午後7時
	民間	アトム共同保育園	長池2-1	452-7112	140人	0～5歳児	生後57日～	午前7時～午後10時
		つばさ共同保育園	つばさが丘西2-3-1	451-2535	90人	0～5歳児	生後57日～	午前7時～午後7時
		すみれ保育園(※)	大久保北3-372-1	453-3000	90人	0～5歳児	生後57日～	午前7時～午後7時
認定こども園	民間	さくらこども園	七山1-1403-1	452-0345	135人	0～5歳児	生後57日～	午前7時～午後7時
		西保育園	大久保南 1-1573	452-1188	150人	0～5歳児	生後 57 日～	午前 7 時～午後 7 時
		フレンド幼稚園	大久保東 2-1-13	453-1661	314人	0～5歳児	生後180日～	午前 7 時 30 分～午後 7 時

開所時間については、現時点における予定であり、今後変更する可能性があります。

(※) すみれ保育園は現在、令和8年4月から認定こども園に移行するための検討中です。

(認定こども園への移行が確定しているものではありません。)

特別保育（一時保育・休日保育）

下記施設では特別保育を実施する予定です。受入人数には限りがありますので詳しくは希望施設にお問い合わせください。休日保育は町民であれば入所している施設にかかわらず利用することができますので実施施設にお問い合わせください。

保育園・認定こども園名	特別保育【予定】	
	一時保育	休日保育
さくらこども園	○	
アトム共同保育園	○	○
つばさ共同保育園	○	
すみれ保育園	○	
西保育園	○	

利用者負担額（保育料等）について

- 幼児教育・保育の無償化により3歳児クラス以上の保育料は無償になります。（別途副食費などの実費はかかります）
- 熊取町独自施策として小学校就学前の範囲で最年長の子どもから数えて2人目の保育料を半額から無料にしています。
- 保育料等は、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）のすべてについて、それらの方の前年度分の町民税の額などにより町の徴収基準に基づいて決定します。利用者負担額については、別添「利用者負担額表」をご参照ください。
- 保育料については、8月分までは前年度（令和7年度）住民税課税内容によって算定を行い、9月分以降については、当年度（令和8年度）住民税の課税内容により算定を行います。なお、令和7年1月2日以降に本町へ転入された方については、マイナンバー制度による情報連携により、前住所地での税情報を閲覧させていただきますので、同意くださいますようよろしくお願いします。個人番号を利用しても保育料を決定するにあたり必要な情報を得られなかった場合は、所得課税証明書の提出を求めることがあります。なお、税額が確認できない場合は一旦最高額で保育料等を決定することになりますのでご理解願います。

【申込時の注意事項】

1. 保護者の「就労証明書」など保育を必要とする事由を証明する書類（保育要件書類）について

(1) 兄弟・姉妹で申込みする場合

申込み児童ひとりにつき父母それぞれ保育要件書類が必要です。（兄弟姉妹分はコピーでも可）

(2) ひとり親の場合

「特定世帯認定申立書」、ひとり親であることが分かる公的証明書のコピーが必要です。（ひとり親医療証、戸籍謄本、児童扶養手当証書、受理証明（離婚）のいずれか1つ）

ただし既に公的証明書のコピーを提出されている方は「特定世帯認定申立書」のみの提出で結構です。

(3) 求職活動で申し込まれる場合

「求職申立書」が必要です。なお入所後3ヶ月以内に就労し、「就労証明書」を提出されない場合は退所になります。

2. 現在、熊取町内の保育施設に通っている児童の兄弟・姉妹の入所申込みを初めてされる場合

(1) 年度当初（令和8年4月）入所受付

現在お通いの保育施設で「令和8年度保育施設等の利用申し込みのご案内（新規申込用）」を受け取り、継続児童分とともにお申し込みください。

（令和7年12月1日～12月6日の期間のみ。期間外でのお申し込みは熊取ふれあいセンター3階 保育課）

(2) 年度途中（令和8年5月～令和9年3月）入所受付

熊取ふれあいセンター3階 保育課で「令和8年度保育施設等の利用申し込みのご案内（新規申込用）」を受け取り、お申し込みください。

3. 転所希望で祖父母と同居されている方

(1) 60歳未満の祖父母と同居（別世帯でも同住所の場合を含む）されている場合

60歳未満の祖父母と同居している場合も利用申請は可能ですが、同居の祖父母の「就労証明書」等要件書類を提出されない場合は、保育の必要性が確認できないため、入所優先順位が下がる可能性があります。

4. 育児休業中の方

育児休業中の方は家庭保育が可能であるので保育要件に該当しません。しかし、子どもの保育環境の考慮などの観点から必要がある場合のみ、現在通所している保育施設での継続入所が可能になります。

また、転所を希望される場合の入所可能月は、職場への復職月以降です。（申請書提出期限は前月10日（休日の場合は翌平日）になりますのでご注意ください。）

お問い合わせ 熊取町役場 健康福祉部 保育課
保育グループ
電話（072）452-6293（直通）